

(平成25年9月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

四国（徳島）国民年金 事案499

第1 委員会の結論

申立人の平成15年6月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月

私は、A町（現在は、B市）に転入後、戸籍、住民票、保育所、国民健康保険、児童手当及び児童扶養手当の手續とともに国民年金の種別変更の手續も行った。国民健康保険と国民年金の窓口は、同じカウンターであり、少し横に移動して、それぞれの担当者に手續をしてもらった。その際、申立期間の国民年金保険料の全額免除申請手續を行い、国民年金の担当者に、国民年金が途切れることがないようにしたいので、手續をお願いしますと念を押した。当該担当者が、「これで大丈夫です。年金が途切れないように手續をしました。」と言ってくれたことを今でも覚えているにもかかわらず、申立期間に係る国民年金の免除記録が無いので、調査の上、申立期間を全額免除承認期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民健康保険などの手續を行った日に国民年金保険料の免除申請手續も行ったと供述しているところ、B市からの回答によると転入日である平成15年6月16日に国民健康保険の加入手続及び児童手当の受給手續が行われていることが確認できる。

また、国民年金の種別変更手續についても、オンライン記録の処理日から、平成15年度の免除申請日前に行われていることが確認でき、他の手續と同日に行われていた可能性が高い上、14年度の免除申請の時期及び当時の役場の窓口状況は申立人の主張と一致しており、申立人の主張には信憑性がうかがえる。

さらに、申立人は、20歳直後の学生期間を除き申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、厚生年金保険の被保険者期間の間も第3号被保険者

期間又は全額免除期間となっている上、申立期間の免除申請手続の経緯についても具体的に供述しており、日本年金機構C事務センターの回答から、第3号被保険者期間である平成15年6月16日に国民年金の種別変更及び免除申請手続を行ったとの供述が直ちに不合理なものとはいえないこと、申立期間直後の平成15年度の免除申請日である平成15年7月30日であっても申立期間の免除申請が可能であったことなどを考慮すると、申立人が申立期間のみ免除申請の手続を行わなかったとは考え難い。

加えて、C県から提出された児童扶養手当に係る新規認定請求書に添付された申立人の市・県民税課税証明書によると、平成13年分の所得は無いことが確認できる上、申立期間において申立人は世帯主として住民票に登録されており、ほかに保険料納付義務者はいないことから、申立人に係る免除申請手続が行われた場合は、その承認があったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1090

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成5年8月から同年11月までは41万円、同年12月から6年10月までは53万円、同年11月から7年7月までは59万円、同年8月から同年12月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から8年1月7日まで

A社で取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬額より低く記録されているので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成5年8月から同年11月までは41万円、同年12月から6年10月までは53万円、同年11月から7年7月までは59万円と記録されていたところ、同年9月7日付けで、5年8月に遡って13万4,000円に減額訂正されており、申立人のほか同社の代表取締役の標準報酬月額も遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成8年1月26日）の後の平成8年3月12日付けで、申立人の標準報酬月額は、6年2月から7年7月までは13万4,000円、同年8月から同年12月までは36万円と記録されていたところ、当該期間はいずれも9万8,000円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票により、当該減額訂正が行われた当時において、同社が厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していたことが確認できる上、申立人から提出された平成5年10月から6年5月までの各月分、同年10月分及び同年11月分の給与明細書において確認できる給与支給額に相当する標準報酬月額は、当該減額訂正前の標準報酬月額と一致している。

加えて、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の取締役であったことが確認できるところ、同社の複数の元従業員は、「申立人は、同社に時々来ていたが、仕事は何もしておらず、給与や社会保険事務にも関与していなかった。」旨回答している上、前述の滞納処分票によると、滞納整理に係る相談は、同社の事業主及び他の従業員が行っていることが確認できることから、申立人は当該標準報酬月額の特減訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、平成7年9月7日付け及び8年3月12日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、当該処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年8月から同年11月までは41万円、同年12月から6年10月までは53万円、同年11月から7年7月までは59万円、同年8月から同年12月までは36万円に訂正することが必要である。

四国（高知）厚生年金 事案 1091

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の農林漁業団体職員共済組合における資格取得日に係る記録を昭和39年3月2日に、資格喪失日に係る記録を40年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、39年3月から同年6月までは8,000円、同年7月から40年3月までは1万円とすることが必要である。

なお、農林漁業団体は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月2日から40年4月1日まで

私は、申立期間において、A市B農業協同組合（現在は、A市農業協同組合）で正規職員として勤務していたにもかかわらず、農林漁業団体職員共済組合の組合員記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA市B農業協同組合に係る健康保険被保険者原票の記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、同農業協同組合に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が名前を記憶している同僚の一人は、「私は、A市B農業協同組合が経営するガソリンスタンドで申立人と一緒に勤務し、同じ仕事をしていた。申立人が辞めた後は、私の夫が職員になり、申立人の後任として勤務した。」と供述しているところ、当該同僚は、申立期間において、同農業協同組合における健康保険の被保険者及び農林漁業団体職員共済組合の組合員となることが確認できる上、当該同僚及びその夫は、同保険の被保険者資格の取得日と同日付けで、同共済組合の組合員資格を取得していることが確認できる。

さらに、A市B農業協同組合の複数の同僚が、「申立期間当時、同農業協同組合では、農林漁業団体職員共済組合への加入の希望を聞かれたことは無く、当然に加入するものだった。健康保険と同共済組合には同時に加入した。」旨供述しているところ、農林漁業団体職員共済組合制度が始まった昭和34年1月1日から同農業協同組合が合併のため健康保険の適用事業所でなくなった

45年4月1日までの期間において、申立人と同様に同農業協同組合における健康保険の被保険者記録が確認できる44人のうち、42人について同保険の被保険者期間とほぼ一致する期間の同共済組合の組合員記録が確認できる上、同共済組合の組合員記録が確認できない2人のうち、供述を得ることができた1人は、「私も同農業協同組合で勤務していた期間の組合員記録が無いが、同共済組合の掛金、健康保険料及び失業保険料を給与から控除されていた。」と供述している。

加えて、申立人の健康保険の被保険者期間より短い同保険の被保険者期間を有する同僚についても、当該被保険者期間と一致する期間の農林漁業団体職員共済組合の組合員記録が確認できることから、A市B農業協同組合の職員は、勤務期間の長短にかかわらず、同共済組合に加入していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合の掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA市B農業協同組合に係る健康保険被保険者原票の記録から、昭和39年3月から同年6月までは8,000円、同年7月から40年3月までは1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の掛金の納付義務の履行について、A市農業協同組合は、掛金を納付したか否かは不明としているが、農林漁業団体から申立人に係る共済組合員資格の取得届が提出された場合には、その後、共済組合員資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても農林漁業団体職員共済組合が当該届出を記録していないとは考え難いことから、農林漁業団体から同共済組合へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、同共済組合は申立人に係る昭和39年3月から40年3月までの掛金について納入の告知を行っておらず、農林漁業団体は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（香川）厚生年金 事案 1092

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月21日から39年2月1日まで

私は、A社に入社後、正確な時期は覚えていないが、B市中央卸売市場内に在った同社の営業所に転勤し、申立期間も当該営業所で勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚及び同社の人事担当者の供述並びにB市C協同組合(申立期間当時は、B市D協同組合)から提出されたE社の従業員台帳において、申立人の氏名及び生年月日と一致する者の在籍記録があることから判断すると、申立人は、申立期間において、A社の関連会社であるE社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業所名簿検索システムでは、E社が、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていたことが確認できないところ、申立期間当時の同社の経理担当者は、「同社の社員に係る給与の支払、厚生年金保険料の控除及び社会保険の手続は、A社で行っていた。」と供述している。

さらに、前述のE社に係る従業員台帳により申立期間における勤務が確認でき、かつ昭和38年12月21日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、39年2月1日にB市D協同組合における同保険の被保険者資格を取得している5人のうち、供述が得られた2人は、「A社からE社に出向し、同社で勤務していた期間についても、A社から給与が支払われ、保険料が控除されていた。」旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、A社において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 38 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

四国（徳島）厚生年金 事案 1093

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月21日から39年2月1日まで

私は、A社に入社後、正確な時期は覚えていないが、B市中央卸売市場内に在った同社の営業所に転勤し、申立期間も当該営業所で勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、A社の複数の同僚及び同社の人事担当者の供述並びにB市C協同組合（申立期間当時は、B市D協同組合）から提出されたE社の従業員台帳において、申立人の氏名及び生年月日と一致する者の在籍記録があることから判断すると、申立人は、申立期間において、A社の関連会社であるE社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業所名簿検索システムでは、E社が、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていたことが確認できないところ、申立期間当時の同社の経理担当者は、「同社の社員に係る給与の支払、厚生年金保険料の控除及び社会保険の手続は、A社で行っていた。」と供述している。

さらに、前述のE社に係る従業員台帳により申立期間における勤務が確認でき、かつ昭和38年12月21日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、39年2月1日にB市D協同組合における同保険の被保険者資格を取得している5人のうち、供述が得られた2人は、「A社からE社に出向し、同社で勤務していた期間についても、A社から給与が支払われ、保険料が控除されていた。」旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、A社において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 38 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

四国（愛媛）厚生年金 事案1094

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年11月25日は142万6,000円、18年11月29日は139万2,000円、19年11月29日及び20年11月27日は150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年11月25日
② 平成18年11月29日
③ 平成19年11月29日
④ 平成20年11月27日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与等賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年11月25日は142万6,000円、18年11月29日は139万2,000円、19年11月29日及び20年11月27日は150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（徳島）厚生年金 事案 1095

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月31日から同年9月1日まで

A社から同社B支店への転勤にあたり、資格喪失日を誤って昭和41年8月31日として手続が行われたため、引き続き勤務したにもかかわらず厚生年金保険の被保険者記録に1か月の空白が生じていることから、確認の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、人事台帳及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和41年9月1日にA社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付した事実を確認できないため、納付したか否かについては不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者の資格喪失日を昭和41年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（香川）厚生年金 事案 1096

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月31日から同年6月1日まで

私は、D社（現在は、B社）に昭和47年3月13日に入社し、現在まで継続して勤務しているにもかかわらず、A社C工場からD社E工場に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に空白があるので、申立期間を同保険の被保険者であった期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びB社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和50年6月1日にA社C工場からD社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和50年4月の社会保険事務所（当時）の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の書類が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年6月1日と届出を行ったにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（愛媛）国民年金 事案 498

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から4年6月まで

A市役所（現在は、B市役所）から国民年金保険料未納のはがきが届き、平成4年秋頃、母親が、そのはがきを持って同市役所の年金課へ行き、はがきとそれに記載されていた申立期間の保険料11万円か12万円ぐらいを窓口で渡し、一括で納付したにもかかわらず、未納となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親は、国民年金の加入手続を行った記憶が無いとしているところ、オンライン記録によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、C市において平成5年8月頃に職権で払い出されたものと考えられ、それ以前に、申立人に別の同手帳記号番号が払い出された事情も見当たらないことから、当該払出時点までは、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない期間である。

また、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を、平成4年秋頃、A市役所の年金課の窓口で、はがきに現金を添えて一括で納付したと主張していることから判断すると、申立期間の保険料は、3年7月から4年3月までは過年度納付、同年4月から同年6月までは現年度納付となるが、B市は、「はがきを持参した場合、現年度分の保険料は納付書を作成し、窓口で納付することは可能だったが、過年度分の保険料を納付することはできなかった可能性が高い。」旨回答している上、申立人は、同年7月に住民登録をA市からC市に変更していることが確認でき、同年秋頃の時点では申立人の母親は、A市の年金課の窓口において申立人の現年度分の保険料の納付はできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1089

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 1 日から 8 年 1 月 26 日まで

A社で代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬額より低く記録されているので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 5 年 8 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 7 月までは 59 万円と記録されていたところ、同年 9 月 7 日付けで、5 年 8 月に遡って 15 万円に減額訂正されており、その後、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 8 年 1 月 26 日）の後の 8 年 3 月 12 日付けで、6 年 2 月から 7 年 7 月までは 15 万円、同年 8 月から同年 12 月までは 44 万円と記録されていたところ、遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立期間及び前述の標準報酬月額の減額訂正処理日において、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票によると、前述の標準報酬月額の減額訂正処理が行われた当時、同社には厚生年金保険料を含む社会保険料の滞納があり、平成 7 年 5 月から 8 年 2 月までの期間において、申立人が社会保険事務所（当時）と当該滞納保険料の整理に関する交渉を複数回にわたって行っていたことが確認できるところ、申立人は、同社が社会保険料を滞納していたこと、及び申立人自身が当該滞納保険料の整理に関する交渉を社会保険事務所と行っていたことを認めていることから、同社の代表取締役として、申立期間に係る標準報酬月額の減額訂正について同意していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任

を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。